

茨木市地域自治組織の登録に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市地域コミュニティ基本指針（平成24年10月策定。第2第1項第6号において「基本指針」という。）に掲げられている地域自治組織による地域コミュニティづくりを円滑に推進するため、地域自治組織の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件等)

第2 地域自治組織として登録を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) おおむね小学校区を単位として、住みよい地域コミュニティづくりに向けて自発的・継続的に活動を行っていること。
- (2) 地域住民に対し、広く参加の途を開いていること。
- (3) 規約等が定められていること。
- (4) 民主的な運営が行われていること。
- (5) おおむね小学校区を単位とする自治会の連合組織（当該連合組織がない場合は、小学校区内の8割を超える自治会）が参加していること。
- (6) 地域自治組織の構成団体の例として基本指針に掲げられている団体の多くが参加していること。
- (7) 政治、宗教又は営利活動を行っていないこと。

2 地域自治組織としての登録は、原則として1小学校区に1団体とする。

(登録の申請)

第3 地域自治組織としての登録を受けようとするものは、茨木市地域自治組織登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 規約、会則又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(登録)

第4 市長は、第3の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて茨木市地域自治組織登録名簿（様式第2号）に記載することにより地域自治組織として登録し、申請者に対し茨木市地域自治組織登録通知書（様式第3号）により通知する。

(変更の届出)

第5 第4の規定により地域自治組織としての登録を受けたものは、第3の申請書の

記載事項に変更が生じたときは、茨木市地域自治組織登録変更届（様式第4号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（登録の廃止）

第6 地域自治組織としての登録を受けたものは、登録を廃止しようとするときは、茨木市地域自治組織登録廃止届（様式第5号）により、その旨を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、直ちに当該登録を廃止するものとする。

（登録の取消し）

第7 市長は、地域自治組織として登録を受けたものが、第2第1項の要件に該当しなくなったと認めるときその他地域自治組織として登録していることが適当でないと認めるときは、地域自治組織としての登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により地域自治組織としての登録を取り消したときは、茨木市地域自治組織登録取消通知書（様式第6号）によりその旨を当該団体に通知するものとする。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、地域自治組織の登録について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月18日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。